佐賀県告示第 233 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和7年11月4日から同年12月3日まで佐賀 県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月4日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	神埼郡吉野ヶ里町石動字四本杉 819番1地	令和7.11.4
中原三瀬線	先から	
	神埼郡吉野ヶ里町石動字一本杉 192番 3地	
	先まで	